

浜名湖水辺整備推進協議会設置要綱（案）

（名称）

第 1 条 本会は、「浜名湖水辺整備推進協議会」（以下「推進協議会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 推進協議会は、老朽化や防護機能不足等の課題を有する湖岸堤を含む浜名湖の水辺空間について、高潮や津波に対する「防護」だけでなく、観光や水産振興等の「利用」、景観や自然環境等の「環境」の調和のとれた整備に向け、浜名湖の多彩な魅力や資源を生かした地域の活性化につながる水辺整備の在り方等を定める計画の策定や、計画に基づく施策が円滑かつ確実に進むよう、関係機関が連携・協力して調整・協議を行い、浜名湖湖岸の安全度の向上と周辺地域の更なる魅力向上・振興に取り組むことを目的とする。

（所掌事項）

第 3 条 推進協議会は、前条の目的のため次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 浜名湖水辺空間の整備や維持管理に係る計画策定に関すること。
- （2） 浜名湖水辺空間の整備や維持管理に係る計画に基づく施策の推進に関すること。
- （3） その他、前条の目的を達するために必要な事項に関すること。

（組織）

第 4 条 推進協議会は、別表に掲げる会員により構成し、別に作業部会を置く。

- 2 推進協議会に会長を置き、会長には静岡県交通基盤部河川砂防局長をもって充てる。
- 3 会長は、推進協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 会長に事故等があるときは、会長があらかじめ指名する会員が職務を代行する。

（会議）

第 5 条 推進協議会及び幹事会の会議は、会長が必要と認める時、若しくは会員から要請があった場合に開催し、推進協議会の議長には会長があたり、幹事会の議長には静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課長があたる。

- 2 会長が必要と認める時は、前条に掲げる者以外の者を推進協議会に出席させ、意見の聴取又は資料の提出を求めることができる。
- 3 推進協議会の会議は原則公開とし、その傍聴に関して必要な事項は別に定める。

（事務局）

第 6 条 推進協議会の事務局は、静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課及び静岡県浜松土木事務所企画検査課に置き、代表事務局を静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課とする。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

（附則）

この要綱は、令和 4 年 月 日から施行する。

別表

浜名湖水辺整備推進協議会 組織構成

1 協議会

関係機関		会 員
静岡県	経営管理部 西部地域局	副局長兼西部危機管理監
	くらし・環境部	環境局長
	スポーツ・文化観光部	文化局長
		観光交流局長
	経済産業部	農地局長
		水産・海洋局長
		西部農林事務所長
	交通基盤部	交通基盤部参事 (交通ネットワーク・ 新幹線新駅担当)
		道路局長
		河川砂防局長
		港湾局長
都市局長		
浜松土木事務所長		
浜松市	市民部	文化振興担当部長
	環境部	環境部長
	産業部	観光・ブランド振興担当 部長
		農林水産担当部長
	都市整備部	都市整備部長
	土木部	土木部長
湖西市	環境部	環境部長
	産業部	産業部長
	都市整備部	都市整備部長
浜名漁業協同組合		代表理事組合長
公益財団法人浜松・浜名湖ツーリズムビューロー		常務理事
公益財団法人浜名湖総合環境財団		常務理事

2 幹事会

関係機関		会 員	
静岡県	経営管理部	西部地域局	次長兼地域課長
	くらし・環境部	環境局	自然保護課長
	スポーツ・文化観光部	文化局	文化財課長
		観光交流局	観光政策課長
	経済産業部	農地局	農地保全課長
		水産・海洋局	水産振興課長
			水産資源課長
		西部農林事務所	農山村整備部長
	交通基盤部	政策管理局	建設政策課長
		道路局	道路企画課長
		河川砂防局	河川砂防管理課長
			河川企画課長
			河川海岸整備課長
		港湾局	港湾企画課長
			港湾整備課長
			漁港整備課長
都市局	景観まちづくり課長		
浜松土木事務所	次長（技術）		
浜松市	市民部	文化財課長	
	環境部	環境政策課長	
	産業部	観光シティプロモーション課長	
		農業水産課長	
		農地整備課長	
	都市整備部	参事兼土地政策課長	
土木部	道路保全課長		
	河川課長		
湖西市	環境部	環境課長	
	産業部	文化観光課長	
		産業振興課長	
	都市整備部	土木課長	
理事兼都市計画課長			
浜名漁業協同組合		参事兼総務課長	
公益財団法人浜松・浜名湖ツーリズムビューロー		理事・事業本部長	
公益財団法人浜名湖総合環境財団		事務局長	